

○厚生労働省告示第三百三十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年十一月十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後				改正前			
別表 注1～3 (略) 第1部～第9部 (略)				別表 注1～3 (略) 第1部～第9部 (略) (新設)			
第10部 追 補 (6)							
内 用 薬							
品 名		規 格 単 位	薬 価	品 名		規 格 単 位	薬 価
(あ)							
アセノベル徐放錠500mg		500mg 1錠	2,886.20				
アリッサ配合錠		1シート	5,056.80				
(い)							
イノソリッド配合経腸用半固形剤		10g	14.40				
(お)							
オータイロカプセル40mg		40mg 1カプセル	3,468.30				
(く)							
クービビック錠25mg		25mg 1錠	57.30				
クービビック錠50mg		50mg 1錠	90.80				
クレセンバカプセル40mg		40mg 1カプセル	2,007.80				
(し)							
ジャカピ内用液小児用0.5%		0.5% 1mL	12,209.00				
(た)							
タスフィゴ錠35mg		35mg 1錠	15,378.70				
タフィンラー小児用分散錠10mg		10mg 1錠	1,225.90				
(に)							
ニンラーロカプセル0.5mg		0.5mg 1カプセル	24,023.70				
(ひ)							
ビルタサ懸濁用散分8.4g		8.4g 1包	949.50				
(ふ)							
ファダプス錠10mg		10mg 1錠	3,848.70				
フリュザクラカプセル1mg		1mg 1カプセル	5,139.40				
フリュザクラカプセル5mg		5mg 1カプセル	23,866.90				
(め)							
メキニスト小児用ドライシロップ4.7mg		4.7mg 1瓶	99,852.00				
(ゆ)							
ユバンシ配合錠		1錠	13,334.90				
(る)							
ルプキネスカプセル7.9mg		7.9mg 1カプセル	778.60				
注 射 薬							
品 名		規 格 単 位	薬 価	品 名		規 格 単 位	薬 価
(あ)							
アウイクリ注 フレックスタッチ 総量300単位		300単位 1キット	2,081				
アドトラーザ皮下注300mgペン		300mg 2mL 1キット	41,859				
(き)							

キドパレン輸液	1050mL 1キット	2,269
<u>(け)</u>		
ケサンラ点滴静注液350mg	350mg20mL 1瓶	66,948
<u>(す)</u>		
スキリージ皮下注180mgオートドージャー	180mg1.2mL 1キット	259,358
<u>(て)</u>		
テッペーザ点滴静注用500mg	500mg 1瓶	979,920
<u>(と)</u>		
トロデルビ点滴静注用200mg	200mg 1瓶	187,195
<u>(へ)</u>		
ヘムライブラ皮下注12mg	12mg0.4mL 1瓶	131,539
<u>(ら)</u>		
ライブリバント点滴静注350mg	350mg 7 mL 1瓶	160,014
<u>(ろ)</u>		
ロゼバラミン筋注用25mg	25mg 1瓶	10,425

外 用 薬

品 名 規 格 単 位 薬 価
円

<u>(い)</u>		
イドメシンパップ70mg	10cm×14cm 1枚	17.10
<u>(へ)</u>		
へパリン類似物質ゲル0.3%「ケンエー」	1 g	5.10
へパリン類似物質クリーム0.3%「ケンエー」	1 g	5.60
へパリン類似物質油性クリーム0.3%「ケンエー」	1 g	5.60

歯 科 用 薬 剤

品 名 規 格 単 位 薬 価
円

<u>(せ)</u>		
セプトカイン配合注カートリッジ	1.7mL 1管	191.20

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略)</p> <p>ミリキズマブ製剤 乾燥濃縮人プロテインC製剤 メコバラミン製剤</p>	<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略)</p> <p>ミリキズマブ製剤 (新設) (新設)</p>

附 則

この告示は、令和六年十一月二十日から適用する。